

令和８年度 第Ｃ－６号 産業用地開発環境影響評価業務委託（東近江地区）
簡易公募型プロポーザルにかかる質問に対する回答

記

質 問 事 項	回 答
特記仕様書２頁 【第２章 第1202条 現地踏査】 地下埋設物や架空線等の設置位置の把握および試掘等に関する記載があります。これは、特記仕様書 第４条に記載されている別途発注予定の「造成基本設計業務」等で実施する性質のものと推察いたします。 そのため、配慮書・方法書段階の環境影響評価を行う本業務では、インフラ設備の詳細な位置把握や試掘等は求められず、あくまで「造成基本設計業務で作成した図面等資料を用いた概略位置の確認」のみを想定しているという解釈でよろしいでしょうか。	特記仕様書P.2「第1202条 現地踏査」のとおり、電埋設物、架空線等の設置位置の把握を行ってください。 ただし、特記仕様書P.1「第４条 その他特記事項」のとおり、設計条件、地質条件等の情報共有に付いて相互連絡調整を密に行うこととし、地質調査業務、造成基本設計業務と調査項目が重複する場合は、監督職員と協議し、地質調査業務、造成基本設計業務の調査結果の活用を検討してください。 なお、本業務で試掘等が必要となった場合は、設計変更の対象とし、本業務で実施します。

以上